

岩手大学債権管理規則

平成18年2月16日 制定
平成26年4月1日 最終改正

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 債権の管理（第5条～第20条）
- 第3章 債権の内容の変更、免除等（第21条～第30条）
- 第4章 債権に関する契約等の内容（第31条～第34条）
- 第5章 雜則（第35条～第38条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な権限及び手続を整えるとともに、本学の債権の内容の変更、免除等に関する一般的基準を設け、あわせて本学の債権の発生の原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「本学の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする本学の権利をいう。

2 この規則において「債権の管理に関する事務」とは、本学の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 弁済の受領に関する事務
- 二 金銭又は岩手大学物品管理規則の規定による動産の保管に関する事務

（適用除外）

第3条 この規則は、次に掲げる債権については、適用しない。

- 一 証券に化体されている債権（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 二 本学の預貯金に係る債権
 - 三 保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 四 寄附金に係る債権
 - 五 本学が保有する資金（積立金を含む。）の運用により生ずる債権
- 2 外国を債務者とする債権、本邦に住居所を有しない者（本邦内に強制執行等するのに十分な財産を有する者を除く。）及び外国の大連等を債務者とする債権については、この規則の一部を適用しないことができる。

（他の規則との関係）

第4条 債権の管理に関する事務の処理については、他の規則又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

第2章 債権の管理

(債権の管理権限)

第5条 債権の管理は、経理責任者が行うものとする。

(管理の基準)

第6条 債権の管理に関する事務は、法令、規則及びその他経理責任者が定める方法（以下「法令等」という。）に従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財務管理上もっとも本学の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

第7条 経理責任者は、債権が発生し、又は本学に帰属したとき（法令等で定める債権については、法令等で定めるとき）は、法令等で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他法令等で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

- 2 経理責任者は、前項に規定するもののほか、法令等で定めるところにより、債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。
- 3 第1項の規定による履行期限については、経理責任者は法令等又は契約に定めがある場合を除き、同項の規定により債務者及び債権金額を確認した日から30日以内における適宜の履行期限を定めるものとする。

(発生等に関する通知)

第8条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は本学に帰属したことを、経理責任者に通知しなければならない。

- 一 法令等の規定に基づき本学に債権が発生し、又は本学に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基づき、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は本学に帰属したとき。）。
- 二 法令等の規定に基づき本学のために支出の原因となる契約その他の行為をする者 当該行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。
- 三 法令等の規定に基づき本学のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は本学に帰属したことを知ったとき（前2号に該当する場合を除く。）。
- 四 岩手大学会計規則の規定に基づき現金出納事務を行う者、岩手大学物品管理規則の規定に基づき物品管理に関する事務を行う者又は岩手大学不動産管理規則の規定に基づき本学不動産に関する事務を行う者 その取扱いに係る財産に関して債権が発生したことを知ったとき（前各号に該当する場合を除く。）。

(請求及び督促)

第9条 経理責任者は、債権について、岩手大学会計規則の規定によるものほか、債務者に対して履行の請求をしなければならない。

- 2 経理責任者は、債権について、その全部又は一部が前項に規定する請求で指定された期限（請求を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

(納付の委託)

第10条 経理責任者は、債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正5年法律第10号）により歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利であると認められるときに限り、その委託に応ずることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者から当該費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。

2 経理責任者は、前項の委託があった場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができる。

(強制履行の請求等)

第11条 経理責任者は、債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第9条第2項の規定による督促があった後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第17条第1項の措置をとる場合又は第21条第1項の規定により履行期限を延長する場合（他の法令等の規定に基づきこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 担保の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上)

第12条 経理責任者は、債権について履行期限を繰り上げができる理由が生じたときは、遅滞なく、第9条第1項の措置をとらなければならない。ただし、第21条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

(債権の申出)

第13条 経理責任者は、債権について、次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令等の規定により本学が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるとときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 一 債務者が強制執行を受けたこと。
- 二 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- 三 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- 四 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 五 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- 六 債務者である法人が解散したこと。
- 七 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- 八 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

(その他の保全措置)

第14条 経理責任者は、債権を保全するため、法令等又は契約の定めるところに従い、債務

者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

- 2 経理責任者は、債権を保全するため必要があるときは、仮差押又は仮処分の手続きをしなければならない。
- 3 経理責任者は、債権を保全するため必要がある場合において、法令等の規定により本学が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。
- 4 経理責任者は、債権について、債務者が本学の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令等の規定により本学が債権者として当該行為の取消を求めることができるとときは、遅滞なく、その取消を裁判所に請求しなければならない。
- 5 経理責任者は、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

(担保の保全)

第15条 経理責任者は、債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第16条 経理責任者は、債権について、本学が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。）及びもっぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもって、整備し、かつ、保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、有価証券の取扱いは、岩手大学会計規則及びこれに基づく細則等の定めるところによる。

(徵収停止)

第17条 経理責任者は、債権（担保の附されている債権（当該担保の価額が担保権を実行した場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれる債権を除く）を除く。次項において同じ。）で履行期限（履行期限の定めのない債権にあっては、第7条第1項前段の規定による記載又は記録をした日）後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）
 - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する場合
 - 三 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合
- 2 経理責任者は、債権について、第7条第1項前段の規定による記載又は記録をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てができる見込みがないと認められるときは、前項の措置をとることができる。
 - 3 経理責任者は、前2項の措置をとった後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

(債権を消滅したものとみなして整理する場合)

- 第18条 経理責任者は、債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。
- 一 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
 - 二 債務者である法人の清算が結了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について第1号から第4号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
 - 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本学以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
 - 四 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
 - 五 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、勝訴の見込がないこと。

(相殺等)

- 第19条 経理責任者は、債権について、法令等の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる本学の債務があることを知ったときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員（岩手大学会計規則の規定により本学の支出・支払事務を行う経理責任者をいう。以下同じ。）に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。
- 2 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があったときその他法令等の規定により当該債務と相殺し、又はこれを充当することができる本学の債権があることを知ったときは、相殺又は充当をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるものとして経理責任者が定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をするとともに、その旨を経理責任者に通知しなければならない。
 - 3 経理責任者は、前項の通知を受けた場合を除き、本学の債権と本学の債務との間に相殺が行われたことを知ったときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

(消滅に関する通知)

- 第20条 法令等の規定に基づき本学のために弁済の受領をする者、第8条に掲げる者及びその他債権が消滅したことを職務上知り得る者は、債権が消滅したことを知ったときは、遅滞なく、その旨を経理責任者に通知しなければならない。

第3章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約等をすることができる場合)

- 第21条 経理責任者は、債権について、他の法令等に基づく場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、債務者からの書面の申請に基づき、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部

を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 契約に基づく債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

六 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第4号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 経理責任者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 経理責任者は、債権で分割して弁済させることとなっているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、債務者からの書面の申請に基づき、当該履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

（履行期限を延長する期間）

第22条 経理責任者は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から5年（前条第1項第1号又は第6号に該当する場合には、10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

（履行延期の特約等に係る措置）

第23条 経理責任者は、債権について履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第21条第1項第1号に該当する場合、当該債権が第30条第3項に規定する債権に該当する場合並びに第4項及び第5項で定める場合には、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 経理責任者は、債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、第7項で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

3 第1項の規定により付する延納利息の率は、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年1月10日大蔵省告示第8号）によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、財務大臣の定める率によることが著しく不適当である場合は、当該財務大臣の定める率を下回る率によることができる。

4 第1項ただし書の規定により担保の提供を免除することができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- 一 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- 二 同一債務者に対する債権金額の合計額が十万円未満である場合
- 三 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
- 四 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいる場合

- 5 第1項ただし書の規定により延納利息を附さないことができる場合は、次に掲げる場合に限る。
- 一 履行延期の特約等をする債権が第21条第1項第1号に規定する債権に該当する場合
 - 二 履行延期の特約等をする債権が第30条第3項に規定する債権に該当する場合
 - 三 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を附すこととなっているものである場合
 - 四 履行延期の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令等又は契約の定めるところにより一定期間に応じて附する加算金に係る債権である場合
 - 五 履行延期の特約等をする債権の金額が千円未満である場合
 - 六 延納利息を附することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が五百円未満となるとき。
- 6 経理責任者は第1項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を附さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは担保を提供させ、又は延納利息を附することとすることができる旨の条件を附するものとする。
- 7 第2項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 履行延期の特約等をする債権に確実な担保が附されている場合
 - 二 第4項第2号又は第3号に掲げる場合
 - 三 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- 8 前項各号に掲げる場合のほか、経理責任者は、債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認める場合においては、その債務者が当該費用及び債権金額をあわせて支払うことができることとなるときまで、債務名義を取得するために必要な措置をとらないことができる。

(履行延期の特約等に附する条件)

- 第24条 経理責任者は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附すものとする。
- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況について、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
 - 二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 債務者が本学の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
 - ハ 第13条各号のいずれかに掲げる理由が生じたとき。
 - ニ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
 - ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

(履行延期の特約等に代わる和解)

- 第25条 経理責任者は、前4条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条の和解によることを相当と認めるときは、その手続をとるものとする。

(市場金利の低下による利率の引下)

第26条 経理責任者は、貸付金に係る債権その他の契約に基づく債権に係る利息（延滞金を含む。）で、その利率（延滞金の計算の基準となっている割合を含む。以下この条において同じ。）が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持することが不適当となったときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

(更生計画案等についての同意)

第27条 経理責任者は、本学の債権について、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により決議に付された若しくは付されるべき再生計画案若しくは変更計画案（同意再生の場合にあっては裁判所に提出された再生計画案）又は会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）の規定により決議に付された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において本学の不利益を最少限度にするように定められていると認められる場合に限り、これに同意することができる。

(和解等)

第28条 経理責任者は、本学の債権について、この規則その他の法令等の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合においては、その争を解決するためやむを得ず、かつ、本学にとって当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは労働審判法（平成16年法律第45号）による調停（以下「調停」という。）に応じ、又は同法第21条第1項の規定による異議の申立てをしないことができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

(免除)

第29条 経理責任者は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解、調停又は労働審判（労働審判法第20条の規定による労働審判をいう。）によってする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるもの）を含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる事となる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 前項の規定は、第21条第1項第6号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 経理責任者は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息（第23条第1項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

(延滞金に関する特則)

第30条 本学の債権（利息を附すこととなっている債権及び特別の法令等において延滞金

に関する定めのある債権を除く。以下この条において同じ。)に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかった当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

- 2 本学の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時までに附される延滞金の額（その時までに徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が五百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。
- 3 授業料に係る債権、寄宿舎の使用料に係る債権、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権並びに学長が特に指定する債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合には、その時までに附される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第4章 債権に関する契約等の内容

(債権に関する契約等の内容)

第31条 法令等の規定に基づき本学のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者（以下「契約等担当職員」という。）は、当該債権の内容を定めようとするときは、法令等又はこれに基づく命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定めをしてはならない。

第32条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合及び双務契約に基づく本学の債権に係る履行期限が本学の債務の履行期限以前とされている場合を除き、次に掲げる事項についての定めをしなければならない。ただし、当該事項について他の法令等に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

- 一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を本学に納付しなければならないこと。
 - 二 分割して弁済させることとなっている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。
 - 三 担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、本学の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
 - 四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況について、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
 - 五 債務者が前号に掲げる事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
- 2 契約等担当職員が前項第1号に規定する事項についての定めをする場合においては、同号に規定する一定の基準は、第23条第1項の規定により附する延納利息の率を下ってはならない。

第33条 前条の場合において、当該債権が本学の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定めをするものとする。

- 一 債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使

- 途に使用する場合には、経理責任者の承認を受けなければならないこと。
- 二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業（以下「貸付事業等」という。）に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの（以下単に「貸付事業等の内容」という。）の変更をする場合には、経理責任者の承認を受けなければならないこと。
- 三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、経理責任者の承認を受けなければならないこと。
- 四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となつた場合には、すみやかに経理責任者に報告して、その指示に従わなければならないこと。
- 五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合（債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。）には、経理責任者の承認を受けなければならないこと。
- 六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、経理責任者に報告しなければならないこと。
- 七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載し、又は記録した実績報告を経理責任者に提出しなければならないこと。
- 八 債務者は、経理責任者により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。
- 九 第4号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
イ 債務者が前各号に掲げる事項についての定めに従わないとき。
ロ 債務者が当該貸付の契約で定める期間内に貸付金を貸付の目的に従って使用しないとき。
ハ その他債務者が当該貸付の契約の定めに従って誠実に貸付事業等を遂行しないとき。
- 十 債務者は、第4号若しくは第8号に規定する指示により、又は前号の規定により履行期限を繰り上げられたときは、一定の基準により計算した金額を本学に納付しなければならないこと。
- 十一 債務者は、本学の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の貸付の使途に従って第三者に貸付金（使途の特定しないものを除く。）の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第1号から第9号までに掲げる事項に準ずる定めをしなければならないこと。
- 2 第10号に規定する金額は、同号に掲げる事項についての契約の定めにより履行期限を繰り上げた貸付金の貸付の日の翌日から履行する日までの期間に応じ、当該貸付金の額（債務者がその一部を履行した場合における当該履行の日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年1月10日大蔵省告示第9号）により定める率から当該貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額とする。

第34条 前2条の規定は、契約等担当職員が、これらの規定に定めるもののほか、必要な定めをすることを妨げるものではない。

第5章 雜則

(電磁的記録による作成)

第35条 この規則又はこの規則に基づく命令の規定により作成することとされている通知書等（債権発生通知書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経理責任者が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）の作成をもつて、当該通知書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該通知書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第36条 この規則又はこの規則に基づく命令の規定による通知書等の提出については、当該通知書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経理責任者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により通知書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該通知書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(弁償責任等)

第37条 経理責任者は、本学職員が故意又は重大な過失によりこの規則の規定に違反し、本学に損害を与えたと認めるときは、その状況を調査して事実関係を明らかにしなければならない。

2 経理責任者は前項において、必要と認める場合にはその責任者に対して損害を弁償させるものとする。

3 経理責任者は、第1項により調査した結果、必要と認める場合には人事担当者に調査結果を通知するものとする。

(雑則)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この規則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。